除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

4 3 ［同上］

［同上］

第一項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	ＡＴ準中型免許若しくはＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許
［項を加える。］		
第一項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	ＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許

5 4 ［略］

第一項の規定（第四号を除く。）及び前項の規定は、ＡＴ中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	ＡＴ準中型免許若しくはＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許
第一項第六号	教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	教習
第一項第七号	七時限	三時限
	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	ＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許
	者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	者
	あっては一時限	あっては、一時限